

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄

年 月 日 提出 (宛先) 富士河口湖町長	給与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 -										特別徴収義務者 指 定 番 号	※市町村ごとに 異なります。					
		フリガナ 名 称 (氏 名)												新規の場合、納入書(要・不要)					
		代表者の 職 氏 名											担 当 者 連 絡 先	係					
		法人番号															氏 名		
																	電 話	-	-
給 与 所 得 者	フリガナ 氏 名											旧 姓	普通徴収 切替予定日	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。					
	生年月日	昭和・平成 年 月 日											特別徴収 開始予定月	月分(月 日納期分) から特別徴収を開始します。					
	1月1日 現在の住所	〒 -											届出理由	1. 入 社 2. その他()					
	現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。											月割額 の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。					

【添付書類】

- 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納付未到来分)を添付してください)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地 富士河口湖町役場税務課住民税係